知っておきたい！ 退職後の年金・医療保険・貯金・貸付・物資事業

平成19年度退職予定者相談会、全日程終了

参加者530人

退職を間近にされている組合員の皆さんの、退職後の生活設計の参考にしていただくため、平成19年度退職予定者相談会を県内11カ所で開催し、先月27日に全日程を終了しました。

相談会では、まず年金・医療保険制度について一般事項の説明を行い、その後希望される方を対象に個別相談を行いました。

なお、相談会での説明内容の概要は、次のとおりです。

年金

60歳になったら年金の請求を！ 年金の在職・改定請求について

組合員期間1年以上の方が、60歳となり退職共済年金の受給権が発生する時は、在職中であっても年金の請求をしていただくことになります。

また、退職時には60歳から退職するまでの組合員期間と給料（期末手当等を含む）を追加算入し再計算をする「退職改定」の請求も必要となります。

今年の3月末で定年退職となる昭和22年度生まれの一般組合員については、退職した月の翌月分から給料比例部分の支給が始まりますが、定額部分の支給開始年齢は64歳となり、それ以降の一般組合員は段階的に65歳へと繰り下げられることとなっています。

この定額部分加算時に20年以上の組合員期間がある一般組合員については、配偶者等に係る生計維持を確認するために関係書類を提出いただき、配偶者の収入・年金等を確認することになっています。その上で、一定要件に該当すれば加給年金額を加算し、年金額を改定することになります。

このほか、遺族給付や障害給付を受給中の方が、退職共済年金の受給権を有する場合には、原則として、いずれか選択した一つの年金しか支給されませんのでご注意ください。

※一定要件に該当する特定消防組合員の定額部分支給開始年齢は、一般組合員の移行スケジュールより6年遅れとなっています。

60歳未満の退職者は？ 退職届書の提出について

退職時点では年齢が60歳未満で年金請求権がない場合は、「退職届書」を提出することになります。この届書を提出された方には、「組合員期間登録通知書」を交付しますので、年金の請求権が発生する年齢に達するまで大切に保管してください。

障害の状態にある方の特例は？

退職時に障害の状態にある方については、障害共済年金の制度や退職共済年金の障害者特例がありますので、所属所の共済事務担当課（係）又は共済組合年金課年金係へご相談ください。

なお、障害の程度については、身体障害者手帳の等級とは異なります。

◎年金課年金係
TEL 089(945)6317

ポイント 再就職される皆さんへ 雇用保険の失業給付と年金はどうなる？

平成10年4月1日以降受給権が発生する退職共済年金・老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険法による失業給付の基本手当を受給している間は、退職共済年金のうち職域年金相当部分以外の部分については支給が停止されます。

一方、老齢厚生年金は全額停止となります。

ハローワークへの基本手当の返納は認められていないため、後日、基本手当の受給が判明すると、退職共済年金・老齢厚生年金から基本手当の受給額以上の額を返還していただく場合がありますので、再就職時に厚生年金・雇用保険に加入する際はご注意ください。

医療保険

退職後は、次のいずれかの医療保険制度に加入することになりますので、加入する医療保険制度を決めて、加入手続を行ってください。

75歳以上の組合員及び被扶養者の方は、本年4月1日以降、後期高齢者医療制度に加入することになりますので、①～④の医療保険制度に加入することはできません。

①任意継続組合員制度に加入
②国民健康保険に加入（退職者医療制度を含む。）
③家族が加入している健康保険の被扶養者として加入（認定を受けるためには一定の要件があります。）
④再就職先の健康保険に加入

前記①の任意継続組合員制度に加入する場合は、申出期限（退職日から20日以内）がありますので、退職後速やかに手続を行ってください。

また、退職時に被扶養者として認定されていた方（後期高齢者医療制度に加入する方を除く。）は、認定要件に変更がなければ、引き続き被扶養者として認定が受けられます。

（お願い）
退職時には、「組合員証」、「遠隔地被扶養者証」、「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」、「限度額適用認定証」を所属所の共済事務担当課（係）を経由して共済組合へ返納してください。

配偶者が第3号被保険者である場合

退職して国民年金の第2号被保険者でなくなったとき、配偶者が第3号被保険者である場合は、住所地の市町村役場で国民年金の第3号から第1号被保険者への種別変更の手続を行ってください。

この手続を怠りますと、将来、配偶者の国民年金の受給資格や年金額に影響が生じることになりますのでご注意ください。

ポイント 任意継続と国保、どちらが有利？

一般的には、国民健康保険（以下「国保」という。）よりも任意継続組合員制度に加入されるほうが、給付（附加給付）と保険料の両方の面で有利になると思われます。

しかし、退職後2年目については、多くの場合、年収の減少により国保の保険料（前年の収入を基に算定）が低減すると思われますので、任意継続組合員を続けるか、国保に加入するか、再検討されてはいかがでしょうか。

なお、国保の保険料については、市町村の国保担当窓口で確認してください。

貯金・貸付・物資事業

【貯金事業】
共済貯金は、共済組合の任意継続組合員である間、引き続きご利用いただけます。退職金の運用等にご活用ください。詳細は、本紙10ページをご覧ください。

再就職するなどのため、任意継続組合員になられない方は、共済貯金の解約の手続きをお願いします。

【貸付事業】【物資事業】
「貸付事業」・「物資事業」のご利用ありがとうございました。

退職されるときに、貸付・物資事業の未償還金が残っている場合は、退職までに全額繰上償還していただくか、退職金から控除して返済していただくことになります。

今月中に全額繰上償還を希望される場合は、今月19日までに共済組合へ繰上償還の申し出をしてください。

また、退職金から未償還金の控除を希望される場合は、組合員資格喪失届書でお知らせいただくことになります。